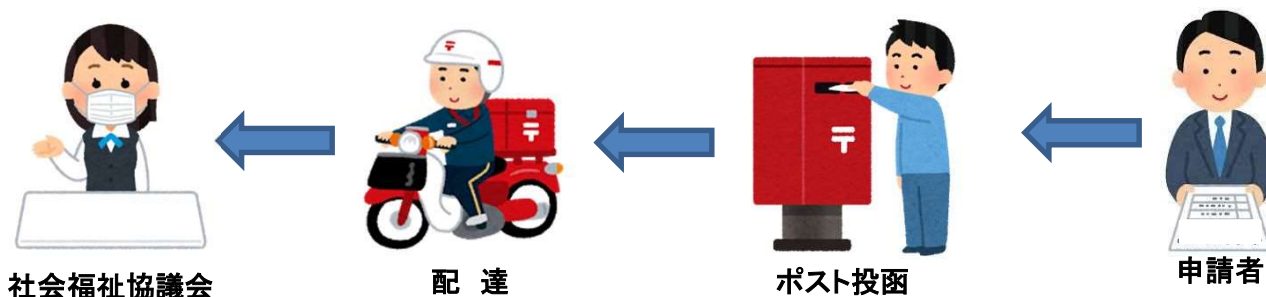


# 熊本市社会福祉協議会から重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により  
生活資金でお悩みの皆様へ

熊本市社会福祉協議会での受付は、

窓口申請から原則、郵送申請になりました。



3月末より、熊本市健康センター新町分室にて行っておりました  
緊急小口資金及び総合支援資金貸付の窓口受付を**6月15日より**、  
新型コロナウイルス感染防止の為、原則、**郵送申請**に変更しました。

皆様には、何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。

熊本市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、  
生活資金にお悩みの皆さまへ

## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。(ただし、厚生労働省が後に示す免除要件に該当しないときは、償還(返済)していただく必要があります。)

### 主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行います。

#### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

#### ■貸付上限額

20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

オ 世帯員の中に個人事業主等（株式会社、有限会社等の法人は除く）がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

#### ■据置期間

1年以内

#### ■償還期限

2年以内

#### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

#### ■申込先

（熊本市に住民票のある方）

①熊本市社会福祉協議会

②労働金庫（※郵送申請のみ）

TEL 0120-631-125（平日9時～17時）

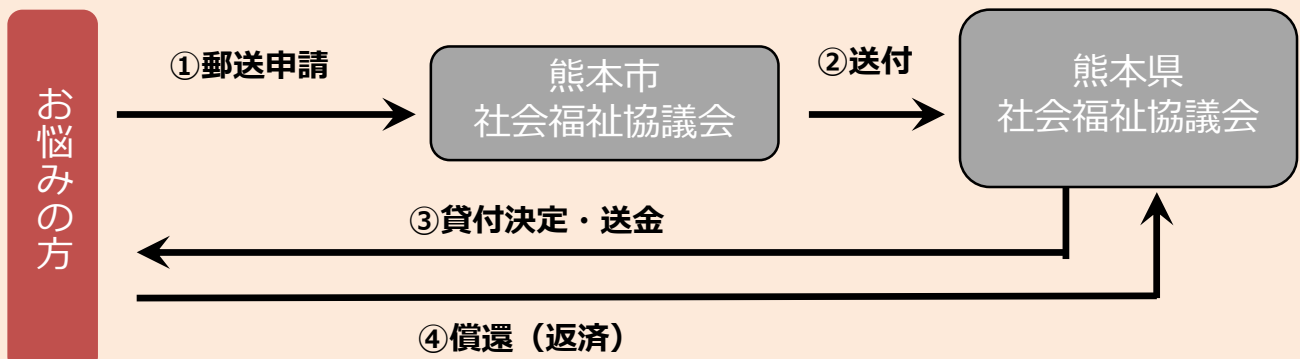
③郵便局窓口受付 **5/28(木)～**

熊本中央・東・北郵便局

植木・小島・川尻郵便局

※受付時間は各郵便局にお尋ね下さい。

## 貸付手続きの流れ（社会福祉協議会）



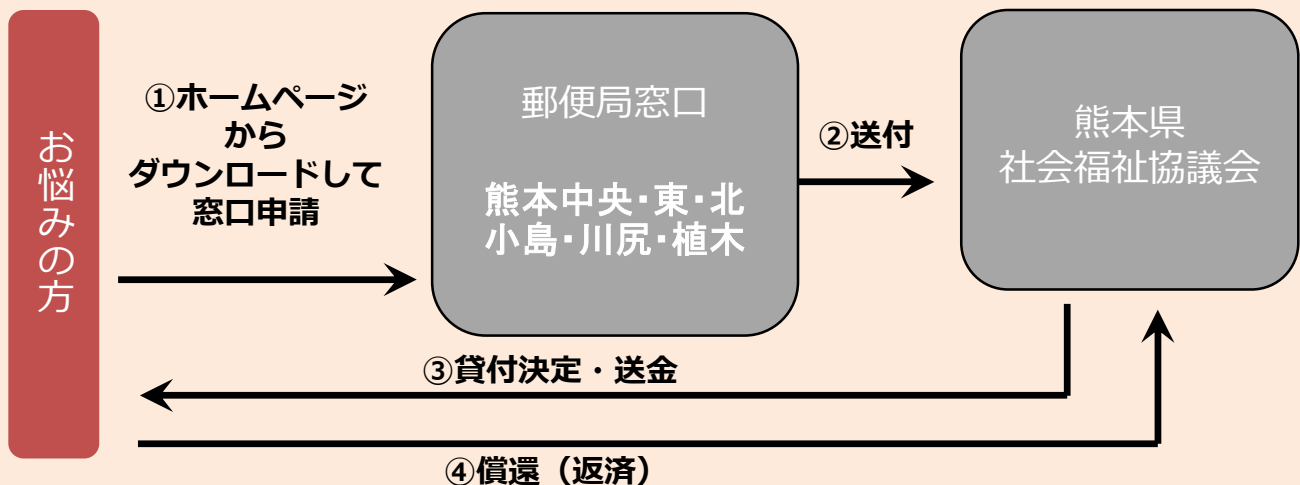
※①については、6月15日から原則、郵送申請となります。

## 貸付手続きの流れ（九州労働金庫）

※書類は、労働金庫の窓口でも配付していますが、申請は郵送のみ。



## 貸付手続きの流れ（郵便局窓口）5/28日～



### 書類ダウンロードアドレス

県社協 [http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c\\_id=16&id=1395&type=top](http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1395&type=top)

郵便局 [https://www.post.japanpost.jp/notification/productinformation/2020/0519\\_01.html](https://www.post.japanpost.jp/notification/productinformation/2020/0519_01.html)

## 主に失業された方向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

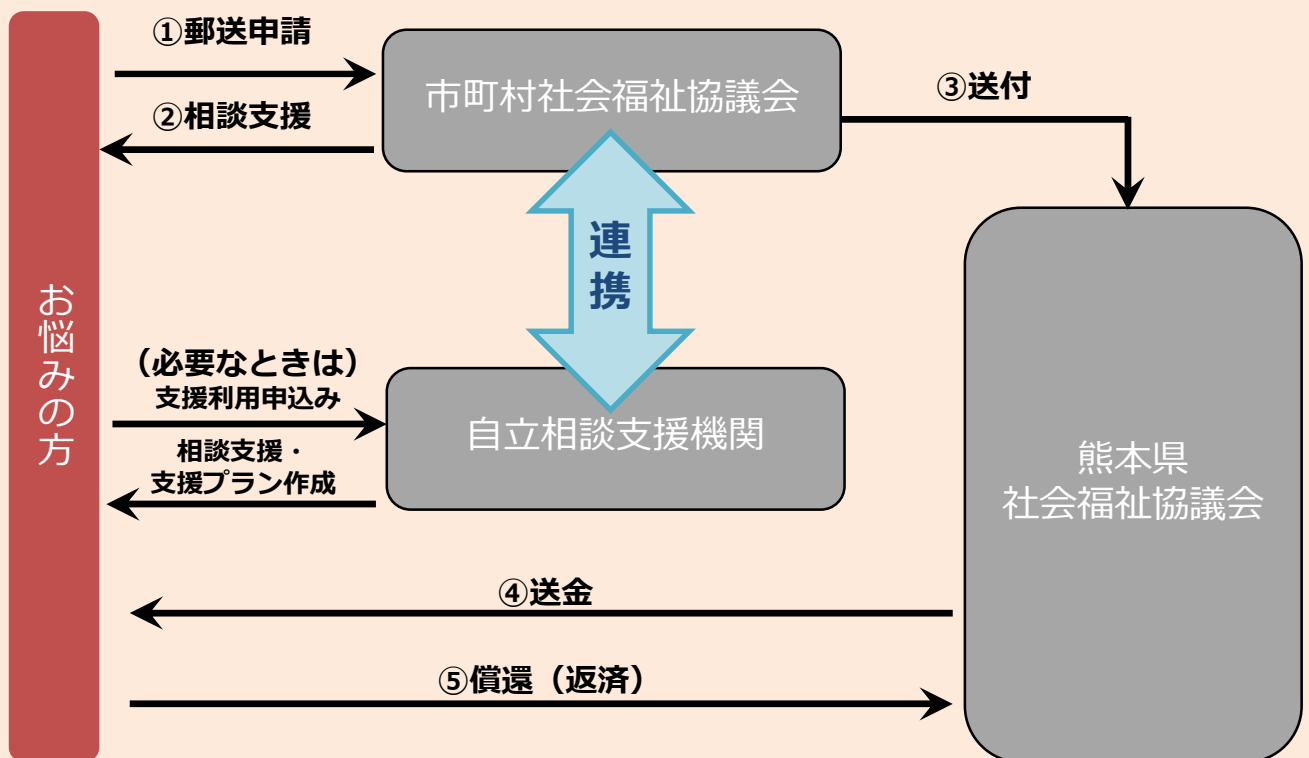
無利子・不要

### ■申込先

現在お住まいの（住民票のある）  
熊本市町社会福祉協議会

## 貸付手続きの流れ

※①については、6月15日からは、原則、郵送申請



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますこととしています。

## 借入申込みに必要なもの

### 緊急小口資金・総合支援資金

- (1) 世帯全員分の住民票（「世帯全員」及び「続柄記載」発行3か月以内）
- (2) 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- (3) 申込者の預金通帳及び印鑑（緊急小口資金は認印可、総合支援資金は実印）
- (4) 「借入申込書」、「借用書」及び「重要事項説明書」、「収入の減少状況に関する申立書」（各様式）

※ 市町村社会福祉協議会の受付窓口及び熊本県社会福祉協議会ホームページから各様式等の入手（ダウンロード）が可能です。

[http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c\\_id=16&id=1395&type=top](http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1395&type=top)

※ 詳しくは熊本市社会福祉協議会専用ダイヤル（096-324-5511）まで

## 貸付金の交付方法

各資金の「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金されます。

## 借入れの申込方法

### ① 郵送による借入申込

緊急小口資金、総合支援資金ともに、熊本県社会福祉協議会ホームページから関係書類を入手のうえ、必要な添付書類をご用意いただき、熊本市社会福祉協議会へ郵送してください。

〒860-0004

熊本市中央区新町2丁目4番27号3階 熊本市社会福祉協議会

**（6月15日からは、原則、郵送申請受付となります。）**